

清瀬市認可保育園等の保育料について
(答 申 案)

平成30年12月
清瀬市使用料審議会

目 次

はじめに	1
清瀬市の財政状況	2
保育事業の概要	3
保育料の適正化	7
経過措置について	13
付言	14
資料	15

はじめに

清瀬市では、平成27年度をもって計画期間を終了した「第3次清瀬市長期総合計画」に引き続く新しいまちづくりの計画として「第4次清瀬市長期総合計画」（平成28年度～平成37年度）を策定した。この計画において5つの将来像のうちの一つである「都市格の高いまち」を実現するために「健全な行財政の確立」という基本目標のもと受益者負担の考え方を整理し、適正化を図ることを重要な施策として位置づけている。この計画を受け、清瀬市使用料審議会は平成30年8月21日に渋谷清瀬市長から、清瀬市認可保育園等の保育料について審議し、適正化を図るよう諮問を受けた。

当審議会は、清瀬市長より委嘱された学識経験者や公募市民など10名の委員により構成され、全5回の会議の中で保育料等の現状把握、課題について検討を重ねてきた。これらの検討を踏まえて、清瀬市認可保育園等の保育料の適正化について、当審議会の結論をまとめたのでここに答申する。

なお、本答申については、受益者負担の適正化を図ることで、行財政改革の一助として、公平性と透明性を確保し、市政を効率的に運営されることを願うものである。

平成30年12月〇〇日

清瀬市使用料審議会

1.清瀬市の財政状況

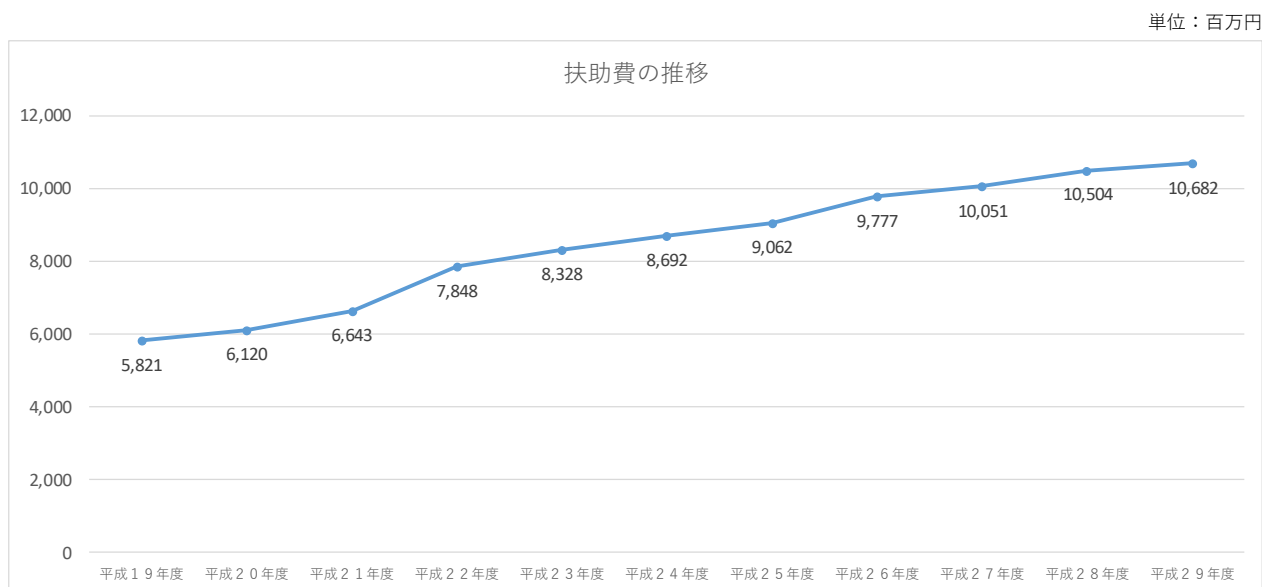
清瀬市の歳入の根幹である市税収入は、平成20年度のいわゆるリーマンショックを契機とした長引く景気の低迷により減少が続き、東日本大震災の影響から平成24年度には90億円を下回る結果となった。平成25年度以降は緩やかな景気の回復から、個人市民税の増や固定資産税の増により増加傾向が続いているが、歳入に占める市税の割合は依然として低い状況である。

一方歳出面においては、保育園の運営に係る経費や生活保護費などの社会保障関係経費が年々増加する中、人件費、扶助費及び公債費など毎年必ず支出しなければならない義務的経費の中でも扶助費の割合が高い状況が続き、非常に厳しい財政運営を強いられている。

また、平成28年3月に公表している「清瀬市人口ビジョン」によると、清瀬市の人口は、平成32年度をピークにとして減少局面に入り、平成72年には60,226人と平成27年の約81%となることを見込まれるのに対し、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、高齢化率は平成62年には33.9%でピークとなり、この少子高齢化の進展は、市税収入の減少や社会保障関係費の更なる増加を及ぼし、市政を取り巻く環境は今後も厳しい状況になることを見込まれている。

このような状況の中、本市が今後も市民が安全に安心して暮らしていけるまちづくりを進めていくためには、不断の業務改善による効率的な事務事業の執行や、使用料・手数料の定期的な見直しを行うなど行財政改革を推進し、持続可能な財政運営に努めていく必要がある。

☆扶助費の推移



2.保育事業の概要

(1) 施設・定員・待機児童数の状況

清瀬市は、これまで待機児童の解消を図るため、第4次清瀬市長期総合計画に基づき様々な施策を展開してきた。施設整備については、私立認可保育園や小規模保育所の整備により、平成25年度と比較してこれまで8施設の増加となっている。また定員についても、平成25年度と比較して287人の増加を図ってきた。

しかし、育児休業取得に関わる就業形態の多様化など社会情勢の変動を背景に、待機児童数は横ばいで推移している。

★保育園数の推移

(単位：施設)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公立	8	8	6	6	6	5
私立	5	7	8	10	12	16
合計	13	15	14	16	18	21

★定員数の推移

(単位：人)

年齢	H25	H26	H27	H28	H29	H30
0歳	92	119	132	138	141	144
1歳	170	194	207	222	234	257
2歳	208	228	241	259	273	298
3歳	232	250	243	253	247	247
4歳	237	260	254	264	258	258
5歳	239	263	257	267	261	261
合計	1,178	1,314	1,334	1,403	1,414	1,465

★待機児童数の推移

(単位：人)

年齢	H25	H26	H27	H28	H29	H30
0歳	2	2	1	13	2	2
1歳	27	16	38	11	25	33
2歳	20	19	4	19	2	4
3歳	2	3	1	0	4	5
4・5歳	1	0	1	1	0	0
合計	52	40	45	44	33	44

(2) 保育料の仕組み

保育料は、児童福祉法に基づき、「その負担能力に応じ、その費用を徴収することができる」と定められており、自治体ごとに保育サービスを受ける世帯の所得や児童の年齢に応じた応能負担、応益負担の考え方に基づいて設定している。

2号・3号認定の保育料の設定は、国が定めている「保育料徴収金基準額（以下「国基準」という。）」を、そのまま適用すると保護者の負担が大きいことから、各自治体の実際の保育料は国基準より低く設定されており、国基準との差額は各自治体が負担している状況である。

清瀬市においても、他の自治体と同様に保育料を国基準よりも低く設定しており、国基準に対する保護者の負担している保育料の割合（以下「徴収割合」という。）は、平成29年度では48.6%となっている。残りの51.4%については、あらゆる年齢層から収められている「税金」などによって賄われていることから、保育料の設定にあたっては、負担の公平性という観点から多くの市民の納得を得られるものでなくてはならない。

現在、清瀬市が設定している保育料については、第2子及び第3子以降の保育料の軽減措置、多子軽減のカウント方法の低所得者層に対しての一定の配慮、ひとり親世帯等への軽減措置、年少扶養控除等のみなし適用（※1）など、国及び清瀬市独自の施策を展開している。

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	保育の必要量		利用できる施設
			教育標準時間	4時間	
1号認定	3～5歳	なし (教育のみ)	教育標準時間	4時間	認定こども園、幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間	11時間	認定こども園、保育園
			保育短時間	8時間	
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間	11時間	認定こども園、保育園 地域型保育施設
			保育短時間	8時間	

※1 年少扶養控除等のみなし適用

年少扶養親族（0歳から15歳）を対象として、一定の所得控除が認められていたが、子ども手当の創設に伴い平成22年度の税制改正により廃止となった。また、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度によって、保育料の国基準額においても年少扶養控除を原則廃止としたが、清瀬市は保育料の影響の配慮から平成30年度現在適用している。なお、多摩地域26市中適用している市は4市のみとなっている。

★国基準額表と市基準額表の比較（3歳未満児「第1子」）

【国】

単位：円

階層	課税状態	保育料
第1	生活保護世帯	0
第2	市民税非課税世帯	9,000
第3	所得割課税額 48,600円未満	19,500
第4	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	30,000
-	所得割課税額 57,700円以上 97,000円未満	30,000
第5	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	44,500
第6	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	61,000
第7	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	80,000
第8	所得割課税額 397,000円以上	104,000

【市】

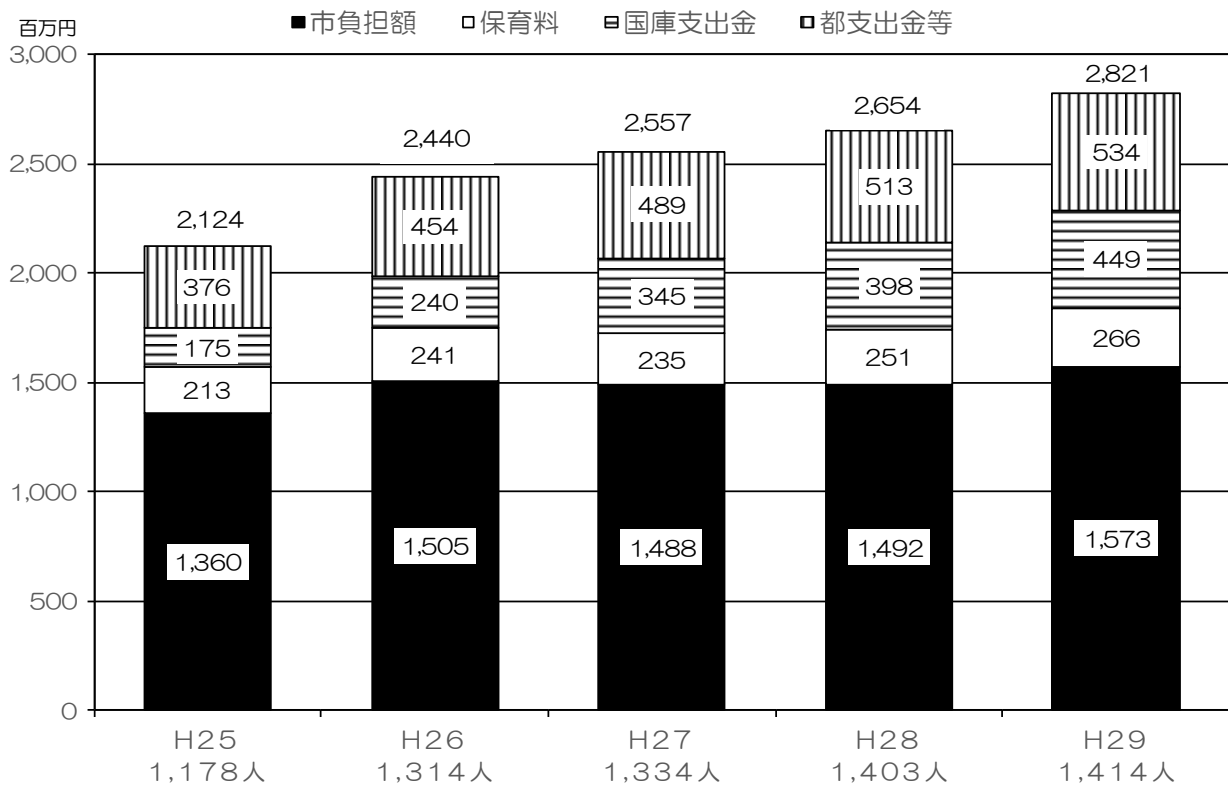
単位：円

階層	課税状態	保育料	
A	生活保護世帯	0	
B	市民税非課税世帯	0	
C	市民税均等割課税世帯	4,000	
	所得割課税額 10,000円未満	4,900	
	10,000円以上 13,400円未満	5,600	
D	第1	13,400円以上 16,000円未満	7,000
	第2	16,000円以上 20,400円未満	8,600
	第3	20,400円以上 36,000円未満	10,500
	第4	36,000円以上 48,600円未満	13,900
	第5-1	48,600円以上 57,700円未満	19,100
	第5-2	57,700円以上 66,000円未満	19,100
	第6	66,000円以上 97,000円未満	24,200
	第7	97,000円以上 121,200円未満	29,400
	第8	121,200円以上 150,000円未満	30,200
	第9	150,000円以上 186,000円未満	34,500
	第10	186,000円以上 222,000円未満	35,400
	第11	222,000円以上 264,000円未満	40,500
	第12	264,000円以上 301,000円未満	43,800
	第13	301,000円以上 324,000円未満	44,700
	第14	324,000円以上 354,000円未満	47,800
	第15	354,000円以上 397,000円未満	48,600
	第16	397,000円以上 415,400円未満	52,100
	第17	415,400円以上 445,000円未満	52,600
	第18	445,000円以上 475,400円未満	53,100
	第19	475,400円以上 505,400円未満	53,900
第20	505,400円以上 535,400円未満	54,600	
第21	535,400円以上	55,300	

(3) 認可保育園等の運営費

人件費や給食費、光熱水費などを含めた認可保育園等の運営費については、保護者からの保育料、国や都の負担金・補助金、市の負担によって賄われている。清瀬市における保育園運営費は、平成25年度は21億2,400万円であったが、待機児童解消に向けた定員拡大などの取り組みにより、平成29年度では28億2,100万円となっており、6億9,700万円増加している。この増加に伴い、市負担額についても平成25年度は13億6,000万円であったが、平成29年度では15億7,300万円となっており、2億1,300万円増加している状況にある。

★清瀬市の認可保育園等運営費の状況



3.保育料の適正化

保育料の適正化の対象は、保育の必要性がある2号・3号認定とし、1号認定は現行どおり国基準額を継続することとした。また、2号・3号認定の保育料の適正化を図る上で、次の(1)～(7)の項目を具体的な検討の指針とし、(8)の保育料徴収基準額表改定案(以下「改定案」という。)を作成した。

(1) 保育料基準額表改定の考え方

保育料基準額表を改定するにあたって、自治体間の比較は、自治体によって保育料基準額表の所得階層区分や、実際の保育料が異なるため比較が困難であることから、国基準額に対して保育の実施主体である市町村が定める保育料の割合である徴収割合がひとつの目安となる。一方徴収割合は、保育施設に通う対象世帯は毎年度異なることから、試算対象年度の世帯所得の特徴に影響を受けやすいことがある。

平成25年度の使用料審議会の検討では、現行基準額表を基本として徴収割合の適正值に応じた改定に留まったが、今回は、徴収割合をあくまで他市と比較するうえでの参考数値としての取り扱いとした。こうしたことから、保育料の適正化は平成25年度の使用料審議会の答申に付言されているように、保育料の抜本的な見直しを検討することとし、多摩地域26市のうち、所得税で保育料を算定している市、年少扶養控除等のみなし適用を実施している市、及び0歳児区分を設けている市を除く16市の平均値を基準額表の基本にした。

(2) 年少扶養控除等のみなし適用の廃止

清瀬市は、平成22年度の税制改正によって廃止された年少扶養控除等のみなし適用を継続しており、16歳未満の親族を扶養している世帯は1人あたり19,800円を市民税所得割から控除し、16歳以上19歳未満の親族を扶養している世帯は1人あたり7,200円を同じく市民税所得割から控除するという独自の保育料軽減策を実施してきた。

しかし、平成27年度からの保育料は、国の基準においても原則、年少扶養控除等のみなし適用廃止となったが、清瀬市は独自に適用し続けてきたことによって、平成31年度までの5年間の経過措置期間は、保育園運営費の財源である国及び都負担金が、毎年度約1,000万円減少することとなり市の財政を圧迫してきた。

また、多摩地域26市の中で年少扶養控除等のみなし適用を実施している自治体は、本市を含め4市となっていることから、本市も年少扶養控除等のみなし適用を廃止することとした。

なお、平成31年度に年少扶養控除等のみなし適用を廃止することによる概算の効果額は以下のとおりとなる。

(1)保育料増収額	(2)国及び都負担金の減収額	(1)-(2)の差引額
3,800万円	1,000万円	2,800万円

※ただし、保育料への影響額については、現行の保育料基準額表を適用した場合での算出

(3) 所得階層

所得階層については、平成25年度の使用料審議会の答申を受けて27階層としたところであるが、今回は国の階層区分を基準とすることを前提として、更にきめ細かく階層を設けることにより、応能負担の適正化が図られることから3階層増加の30階層とした。

なお、所得階層の細分化にあたっては、多摩地域26市の階層区分の設定状況を鑑みて、いわゆる中間層と言われる階層の区分を増やし、高所得者層の区分を減らすことで、所得階層が変わることによる世帯の負担感を最小限とする改定とした。

(4) 年齢区分

年齢区分については、国基準においては「3歳未満児」「3歳以上児」の2区分としており、他市においても2区分としているところが多い実態はあるが、応益負担の観点から引き続き現行どおり「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」の3区分とした。

(5) ひとり親世帯等の保育料

ひとり親世帯等の保育料については、現行どおり市民税所得割の合計額が77,101円未満世帯の「第1子」は、国の基準額を上限として当該児童の保育料の半額、「第2子以降」は無償とすることとした。

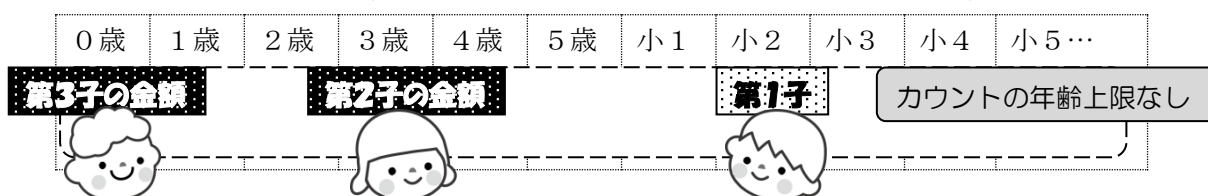
(6) 多子軽減

国の基準に基づき、「第2子」の保育料は「第1子」の半額、「第3子以降」の保育料は無償としており、保育料基準額表の改定に伴っての改定はせず、引き続き現行どおり実施することとした。

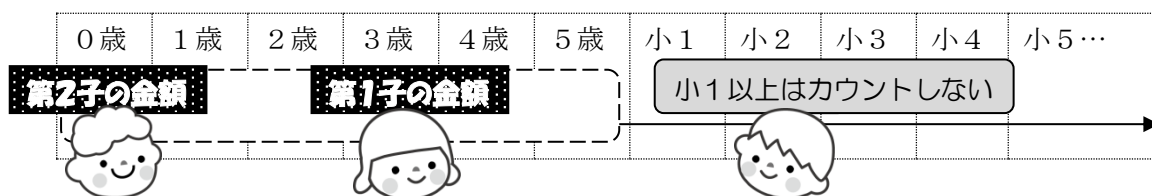
(平成31年度末まで清瀬市独自の施策として、市民税所得割合計額が57,700円未満世帯の第2子保育料は無償)

また、多子軽減のカウント方法については、国の基準どおりとする。

- ① 市民税所得割合計額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等は77,101円未満）



- ② 市民税所得割合計額が57,700円以上の世帯（ひとり親世帯等は77,101円以上）



(7) 保育料短時間基準額表の取扱い

現在保育短時間における保育料は、保育標準時間基準額表に基づく保育料の約98%で設定していたが、基準となる保育標準時間の保育料基準額表を前述の16市の平均値を基本としたことから、保育短時間の保育料基準額表も16市の平均値とした。

(8) 改定案

① 2号・3号認定（保育標準時間）

【現基準額表（第1号）】：全27階層				【新基準額表（第1号）】：全30階層														
国籍層 区分	児童数 (名/年)	課税状態	現給資料		国籍層 区分	児童数 (名/年)	課税状態	推定年収	新 保 育 料				年取に対する保育料負担割合				現給資料との比較	
			3歳 未満児	4歳 以上児					3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1	A	21	生活保護世帯	0	0	第1	A	21	生活保護世帯	-	-	-	-	-	0	0	0	0
第2	B	136	市民税非課税世帯	0	0	第2	B	136	市民税非課税世帯	-	-	-	-	-	0	0	0	0
第3	C	1	均等割のみ	4,000	3,300	第3	1	均等割課税世帯	260万円	4,300	2,900	1.7%	1.1%	1.1%	300	△ 400	△ 400	△ 400
		2	1 ~ 10,000	4,900	4,200		2	10,000円未満	274万円	5,000	3,600	1.8%	1.3%	1.3%	100	△ 600	△ 600	
		3	10,000 ~ 13,400	5,600	4,900		3	13,400円未満	279万円	5,700	4,300	2.0%	1.5%	1.5%	100	△ 600	△ 600	
		4	13,400 ~ 16,000	7,000	6,500		4	16,000円未満	283万円	6,400	5,000	2.3%	1.8%	1.8%	△ 600	△ 1,500	△ 1,500	
		5	16,000 ~ 20,400	8,600	7,900		5	20,400円未満	289万円	7,100	5,700	2.5%	2.0%	1.9%	△ 1,500	△ 2,500	△ 2,400	
		6	20,400 ~ 36,000	10,500	8,800		6	36,000円未満	312万円	7,800	6,400	2.5%	2.1%	1.9%	△ 2,700	△ 3,900	△ 2,800	
		7	36,000 ~ 48,600	13,900	9,700		7	48,600円未満	330万円	8,500	7,100	2.6%	2.2%	2.0%	△ 5,400	△ 4,900	△ 3,200	
第4	D	8	48,600 ~ 57,700	19,100	13,100	8	57,700円未満	360万円	10,600	9,000	2.9%	2.5%	2.2%	△ 8,500	△ 4,100	△ 2,500		
		9	57,700 ~ 66,000	19,100	13,100	9	66,000円未満	379万円	12,700	10,900	3.4%	2.9%	2.4%	△ 6,400	△ 2,200	△ 1,200		
		10	66,000 ~ 97,000	24,200	15,800	10	77,101円未満	404万円	14,900	12,900	3.7%	3.2%	2.6%	△ 9,300	△ 2,900	△ 1,200		
		11	97,000 ~ 121,200	29,400	17,800	11	97,000円未満	470万円	17,100	14,900	3.6%	3.2%	2.6%	△ 7,100	△ 900	300		
		12	121,200 ~ 150,000	30,200	18,300	12	115,000円未満	510万円	20,000	16,600	3.9%	3.3%	2.6%	△ 9,400	△ 1,200	△ 1,600		
		13	150,000 ~ 186,000	34,500	20,300	13	133,000円未満	550万円	23,000	18,400	4.2%	3.3%	2.6%	△ 7,200 ~ △ 6,400	100 ~ 600	△ 900 ~ △ 400		
		14	186,000 ~ 242,000	40,500	23,800	14	151,000円未満	624万円	26,000	20,200	4.2%	3.2%	2.5%	△ 8,500 ~ △ 4,200	△ 100 ~ 1,900	△ 900 ~ 300		
第5	E	15	242,000 ~ 264,000	40,500	23,800	15	169,000円未満	640万円	28,000	22,000	4.5%	3.4%	2.6%	△ 5,500	1,700	300		
		16	264,000 ~ 301,000	43,800	25,900	16	191,000円未満	688万円	31,600	23,300	4.6%	3.4%	2.6%	△ 3,800 ~ △ 2,900	2,400 ~ 3,000	800 ~ 1,300		
		17	301,000 ~ 324,000	44,700	26,700	17	213,000円未満	737万円	34,200	24,600	4.6%	3.3%	2.6%	△ 1,200	3,700	1,900		
		18	324,000 ~ 354,000	47,800	28,800	18	235,000円未満	785万円	36,800	25,900	4.7%	3.3%	2.5%	△ 3,700 ~ 1,400	2,100 ~ 5,000	800 ~ 3,000		
		19	354,000 ~ 397,000	48,600	29,600	19	257,000円未満	833万円	39,400	27,200	4.7%	3.3%	2.5%	△ 1,100	3,400	1,900		
		20	397,000 ~ 415,400	52,100	32,000	20	279,000円未満	882万円	42,100	28,600	4.8%	3.2%	2.5%	△ 1,700 ~ 1,600	2,700 ~ 4,800	800 ~ 3,000		
		21	415,400 ~ 445,000	52,600	32,400	21	301,000円未満	930万円	44,800	30,000	4.8%	3.2%	2.5%	1,000	4,100	1,900		
第6	F	22	445,000 ~ 475,400	53,100	32,900	22	325,000円未満	1,004万円	46,500	31,000	4.6%	3.1%	2.4%	△ 1,300 ~ 1,800	2,200 ~ 4,300	1,200 ~ 1,700		
		23	475,400 ~ 505,400	53,900	33,600	23	349,000円未満	1,030万円	48,200	32,000	4.7%	3.1%	2.4%	400	3,200	1,900		
		24	505,400 ~ 535,400	54,600	34,100	24	373,000円未満	1,101万円	49,900	33,000	4.5%	3.0%	2.3%	1,300 ~ 2,100	3,400 ~ 4,200	1,800 ~ 2,600		
		25	535,400 ~ 553,400	54,600	34,100	25	397,000円未満	1,130万円	51,600	34,000	4.6%	3.0%	2.3%	3,000	4,400	2,500		
		26	553,400 ~ 585,400	54,600	34,100	26	423,000円未満	1,204万円	53,600	35,200	4.5%	2.9%	2.2%	1,000 ~ 1,500	2,800 ~ 3,200	300 ~ 600		
		27	585,400 ~ 603,400	54,600	34,100	27	449,000円未満	1,278万円	55,600	36,400	4.4%	2.8%	2.2%	2,500 ~ 3,000	3,500 ~ 4,000	700 ~ 1,200		
		28	603,400 ~ 655,400	54,600	34,100	28	449,000円以上	1,279万円~	57,600	37,600	4.5%	2.9%	2.3%	2,300 ~ 4,500	3,100 ~ 4,700	200 ~ 1,600		

※1 児童数については、平成29年3月31日現在における全児童数
 ※2 第2号については、第1号保育料の1/2とし、第8号以降については保育料は徴収しない
 ※3 推定年収については所得階層から平均的な年収を簡易的に算出したものであり、実際の所得階層により大きく変動する可能性がある

②2号・3号認定（保育短時間）

【現基準表（第1子）：全27階層】				【新基準表（第1子）：全30階層】												
階層区分	児童数 (全年齢)	課税状態	現保育料		階層区分	児童数 (全年齢)	課税状態	新保育料		年取に対する保育料負担割合				現保育料との比較		
			3歳児 未満児	4歳 以上児				3歳未満児	4歳以上児	3歳未満児	4歳以上児	3歳未満児	4歳以上児	3歳未満児	4歳以上児	3歳未満児
第1	A	4	生活保護世帯	0	0	第1	A	4	生活保護世帯	-	-	-	-	0	0	0
第2	B	11	市民税非課税世帯	0	0	第2	B	11	市民税非課税世帯	-	-	-	-	0	0	0
第3	C	1	均等割のみ	3,900	3,200	第3	C	1	均等割課税世帯	260万円	1.6%	1.0%	1.0%	200	△ 500	△ 500
		2	10,000 ~ 10,000	4,800	4,100			2	10,000円未満	274万円	1.8%	1.2%	1.2%	0	△ 700	△ 700
		3	10,000 ~ 13,400	5,500	4,800			3	13,400円未満	279万円	1.9%	1.5%	1.5%	△ 100	△ 700	△ 700
第4	第3	1	0	13,400 ~ 16,000	6,900	6,400	4	0	16,000円未満	283万円	2.2%	1.7%	1.7%	△ 800	△ 1,700	△ 1,700
		2	1	16,000 ~ 20,400	8,400	8,000	5	0	20,400円未満	289万円	2.4%	1.9%	1.8%	△ 1,600	△ 2,600	△ 2,500
		3	7	20,400 ~ 36,000	10,300	10,100	6	2	36,000円未満	312万円	2.4%	2.0%	1.8%	△ 2,900	△ 4,000	△ 2,900
		4	5	36,000 ~ 48,600	13,600	11,800	7	1	48,600円未満	330万円	2.5%	2.0%	1.9%	△ 5,500	△ 5,100	△ 3,300
第5	第4	5	9	48,600 ~ 57,700	18,700	12,800	8	4	57,700円未満	360万円	2.8%	2.4%	2.1%	△ 8,500	△ 4,200	△ 2,600
		6	4	57,700 ~ 66,000	18,700	12,800	9	3	66,000円未満	379万円	3.2%	2.8%	2.3%	△ 6,500	△ 2,300	△ 1,400
		7	14	66,000 ~ 97,000	23,700	15,500	10	6	77,101円未満	404万円	3.6%	3.1%	2.5%	△ 9,300	△ 3,100	△ 1,400
		8	8	97,000 ~ 121,200	28,800	17,400	11	7	115,000円未満	510万円	3.8%	3.1%	2.5%	△ 9,500	△ 1,400	△ 1,800
第6	D	9	7	121,200 ~ 150,000	29,600	17,900	12	9	133,000円未満	550万円	4.0%	3.2%	2.5%	△ 7,400 ~ △ 6,600	△ 100 ~ 400	△ 1,100 ~ △ 600
		10	7	150,000 ~ 186,000	33,800	19,900	13	7	151,000円未満	624万円	4.0%	3.1%	2.4%	△ 8,700 ~ △ 4,500	△ 400 ~ 1,600	△ 1,100 ~ 100
		11	0				14	7	169,000円未満	640万円	4.4%	3.3%	2.5%	△ 5,800	1,400	0
		12	3	186,000 ~ 222,000	34,700	20,500	15	2	191,000円未満	688万円	4.5%	3.3%	2.5%	△ 4,000 ~ △ 3,100	2,100 ~ 2,700	600 ~ 1,100
第7	第5	13	3	222,000 ~ 264,000	39,700	23,300	16	5	213,000円未満	737万円	4.5%	3.2%	2.5%	△ 1,500	3,400	1,600
		14	2	264,000 ~ 301,000	42,900	25,400	17	4	235,000円未満	785万円	4.6%	3.2%	2.5%	△ 3,800 ~ 1,100	1,900 ~ 4,700	600 ~ 2,700
		15	0				18	0	257,000円未満	833万円	4.6%	3.2%	2.5%	△ 1,400	3,100	1,700
		16	0				19	2	279,000円未満	882万円	4.6%	3.2%	2.4%	△ 2,000 ~ 1,200	2,400 ~ 4,500	500 ~ 2,700
第8	第6	17	0	301,000 ~ 324,000	43,800	26,200	20	1	301,000円未満	930万円	4.7%	3.1%	2.4%	600	3,700	1,600
		18	0	324,000 ~ 354,000	46,800	28,200	21	2	325,000円未満	1,004万円	4.5%	3.0%	2.3%	△ 1,600 ~ 1,400	1,900 ~ 3,900	1,100 ~ 1,500
		19	1	354,000 ~ 397,000	47,600	29,000	22	0	349,000円未満	1,030万円	4.6%	3.0%	2.3%	100	2,900	1,800
		20	0	397,000 ~ 415,400	51,100	31,400	23	0	373,000円未満	1,101万円	4.4%	2.9%	2.3%	1,000 ~ 1,800	3,100 ~ 3,900	1,700 ~ 2,500
第9	第7	21	0	415,400 ~ 445,000	51,500	31,800	24	1	397,000円未満	1,130万円	4.4%	2.9%	2.2%	2,600	4,100	2,300
		22	0	445,000 ~ 475,400	52,000	32,200	25	0	423,000円未満	1,204万円	4.3%	2.8%	2.2%	700 ~ 1,100	2,500 ~ 2,900	100 ~ 400
		23	0	475,400 ~ 505,400	52,800	32,900	26	0	449,000円未満	1,278万円	4.2%	2.8%	2.1%	2,100 ~ 2,600	3,200 ~ 3,600	500 ~ 1,000
		24	1	505,400 ~ 535,400	53,500	33,400	27	1	449,000円以上	1,279万円~	4.4%	2.9%	2.2%	1,900 ~ 4,100	2,800 ~ 4,400	100 ~ 1,400
第10	第8	25	0	535,400 ~	54,200	33,800										
		26	1	535,400 ~	54,200	33,800										

※1 児童数については、平成30年5月31日現在における全児童数
 ※2 第2子については、第1子保育料の1/2とし、第3子以降については保育料は徴収しない
 ※3 推定年収については所得割額から平均的な年収を簡易的に算出したものであり、実際は控除額等により大きく変動する可能性がある

③ 1号認定

1号認定については現行どおり国基準を継続することとする。

各月初日の入園児童の所属する世帯の階層区分			利用者負担額基準額（月額）			
			第1子	第2子	第3子以降	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	
B階層	市町村民税非課税世帯及び均等割のみの世帯		3,000 (0)	0	0	
C階層	市民税所得割課税額が 右の区分に 該当する世帯	第1階層	1円以上 77,100円以下	10,100 (3,000)	5,050 (0)	0
		第2階層	77,101円以上 211,200円以下	20,500	10,250	0
		第3階層	211,201円以上	25,700	12,850	0

※B階層及びC階層の第1階層において、次に掲げる各号いずれかに該当する世帯については、同階層の（ ）内に掲げる基準額を適用する。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
- (7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

4.経過措置について

今回は保育料基準額表の抜本的な見直しを図ったが、その前提として年少扶養控除等のみなし適用を廃止したことが保育料適正化において最も大きなポイントとなった。

多摩地域26市の中で年少扶養控除等のみなし適用を実施している自治体は、本市を含め4市となっており、本市においても年少扶養控除等のみなし適用を廃止することとしたが、実際に年少扶養控除等のみなし適用を廃止したうえで改定案を適用すると、多くの世帯で保育料が増額となることが推測された。したがって、保護者の急激な保育料負担を軽減するために、当審議会としては以下のとおりの経過措置を設けることとした。

なお、この経過措置は、現在在園している0歳児が平成31年10月に予定されている幼児教育・保育の無償化（3歳以上及び0～2歳児のうち一定所得以下の世帯）の対象となる平成32年度末までの時限措置とする。

（1）ひとり親世帯等の減免階層対象を拡大

現在、市民税所得割合計額が77,101円未満であるひとり親世帯等の「第1子」の保育料を半額とする制度を実施しているが、その基準額を115,000円未満へ拡大する。

（2）多子軽減カウントの年齢制限撤廃対象を拡大

現在、多子軽減のカウント方法については、年齢制限撤廃対象の基準額を57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）としているが、その基準額を97,000円未満（ひとり親世帯等は115,000円未満）へ拡大する。

（3）第2子無償化の対象を拡大

平成31年度までの清瀬市独自の施策として、市民税所得割合計額が57,700円未満の世帯の「第2子」保育料は無償としているが、これを平成32年度末まで延長するとともにその基準額を97,000円未満へ拡大する。

（4）年少扶養控除等のみなし適用廃止に伴う特例措置

年少扶養控除等のみなし適用廃止に伴い保育料が増額となる世帯を考慮して、廃止により所得階層が3階層以上上がる場合は2階層を上限とする。

5.付言

当審議会では、保育料の適正化に向けて、年少扶養控除等のみなし適用の廃止、階層区分及び年齢区分などの視点により全5回にわたる議論を重ねてきたところである。その中で今回の答申には直接反映されてはいないが、保育料の適正化を図る上で重要な視点について、以下の通り申し添える。

(1) 幼児教育・保育の無償化について

国は、平成31年10月から消費税率を8%から10%に引き上げることに伴い、幼児教育・保育の無償化について言及している。当審議会では、保育料基準額表の抜本的な見直しをすることを最重要事項としたことから、幼児教育・保育の無償化実施の有無に関わらず検討を重ねてきたところである。

しかし、今後消費税率が引き上がることによる市の歳入の状況や幼児教育・保育の無償化による市の負担などを総合的に鑑みて次期の使用料審議会で改めて検討する必要がある。

(2) 経過措置について

今回の改定は、年少扶養控除等のみなし適用を廃止することに伴う保護者の負担増に配慮するために、幾つかの経過措置を設けている。これは、在園している0歳児が幼児教育・保育の無償化の対象年齢となるまでの期間を経過措置期間としているが、今後新たに入園する保護者に対する丁寧な周知が必要である。

(3) 年齢区分について

今回の検討では、応益負担の観点から0歳児区分を設ける4区分も検討したが、年少扶養控除等のみなし適用廃止に伴う影響が大きく見送った。次期の審議会では応益負担の観点や幼児教育・保育の無償化実施を踏まえた年齢区分の検討が必要である。

(4) 子育て支援施策の充実について

子育て支援施策については、認可保育園等の定員拡大などこれまで実施してきた待機児童解消に向けた取り組み以外にも、市は、市民ニーズを捉え、多様な子育て支援施策を打ち出していく必要がある。

6.資料

審議経過

区 分	日 程	審議内容
第1回	8月21日	会長・職務代理者選出 市の財政状況及び保育行政の概要について
第2回	9月26日	認可保育園等における保育料の適正化について
第3回	10月24日	認可保育園等における保育料の適正化について
第4回	11月26日	認可保育園等における保育料の適正化について 答申（案）の検討
第5回	12月 日	答申（案）の確認

委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	備 考
会 長	町 田 俊 彦	専修大学名誉教授
職務代理者	内 野 光 裕	ゆりかご幼稚園理事長
委 員	泉 幸 治	税理士
委 員	竹 下 江 里 子	清瀬市男女平等推進委員
委 員	永 井 厚 子	民生委員・児童委員 主任児童委員
委 員	春 日 允 子	保育所父母の会連絡協議会
委 員	大 井 良 彦	公募市民
委 員	菅 野 久 美 子	公募市民
委 員	上 野 淳 子	公募市民
委 員	村 田 さ や か	公募市民

清瀬市使用料審議会条例

昭和51年10月1日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 保育料及び市営住宅使用料の適正化について審議するため、市長の諮問機関として、清瀬市使用料審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、学識経験者及び一般市民のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもつて組織する。

2 委員の任期は、市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長の選任及び権限)

第3条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(分科会の設置)

第5条 会長は、会議の運営上必要と認めたときは、分科会を設置することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。